

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 1月 4日から平成30年 1月23日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部企業誘致課及び農林水産課

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成29年11月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 企業誘致課

ア 年次、病気及び特別休暇の承認について、専決区分を誤っているものがあつた。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

イ 週休日の振替で、「西尾市職員の手引きについて」の中で示された取扱いでは、1日単位の振替を半日ずつ振替えることはできないとなっているが、半日ずつ振替えされているものがあつた。職員の勤務時間、休暇等に関し、適切な事務処理をされたい。

(2) 農林水産課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあつた。

(イ) 予定価格が見積り徴収を依頼する日までに定めておらず、予定価格書の日付が見積書の日付と同日になっているものがあつた。

(ウ) 契約締結伺いの時点で、委託費の前払いの伺いを併せて行っているものがあつた。

(エ) 契約締結伺いに、契約保証金に関する事項の記載のないものがあつた。

イ 補助金交付事務において、下記のとおり不備があつた。西尾市補助金等交付規則及び農林水産関係事業補助金交付要綱に則った事務処理をされたい。

- (7) 交付申請書に添付された事業計画書及び収支予算書の内容が、事業に則した内容で記載されていないものがあつた。
- (イ) 交付申請書に役員名簿が添付されていないものがあつた他、役員名簿の項目に不足しているものが散見された。
- ウ 出張命令及び復命の受理並びに時間外勤務命令において、専決区分を誤っているものがあつた。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。